

令和2年度

第1回

上越市地域公共交通活性化協議会

議案書

(書面協議)

日 時

令和2年4月20日(月)から

令和2年4月24日(金)まで

「とよば」停留所の移設について

1 要旨

令和2年4月1日から中央病院東側で運用している「とよば」停留所について、バス停車の支障になっていた構造物の撤去により、当初検討していた「すぎたに整形外科」付近への設置が可能になったことから、停留所の移設を協議するもの。

2 対象路線

No	路線名	区 間	変更内容
1	上越大通り線	(上越モール前～中央病院～上越妙高駅前～新井バスターミナル)	<ul style="list-style-type: none"> ・始発が中央病院の便について、「とよば」を廃止 ・始発が上越モール前の便について、「悠久の里前」の次の停留所を「中央病院」から「とよば」に変更
2	教育大学線	(上越モール前～中央病院～教育大学～直江津駅前)	
3	春日山・佐内線	(佐内入口～直江津駅前～春日山下～中央病院～悠久の里前)	
4	宮口線	(高田駅前～中央病院～牧小学校前～深山荘)	高田駅前へ向かう便について、「子安」または「悠久の里前」の次の停留所を「中央病院」から「とよば」に変更
5	清里線	(高田駅前～中央病院・下稲塚～青柳) (高田駅前～中央病院・松野木～青柳)	高田駅前へ向かう便について、「悠久の里前」の次の停留所を「中央病院」から「とよば」に変更

3 ダイヤ

移設に伴い「とよば」停留所の停車時刻が変更になるが、運行所要時間に変更はない。
※詳細は資料 2-1～2-5 を参照

4 運賃

移設に伴う運賃の変更なし。

5 実施予定日

令和2年6月1日(月)

6 その他

移設の手続きに必要であるため、本議案をご承認いただいた後、会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を頸城自動車(株)及びくびき野バス(株)に発行します。

【資料】

- ・No.1～No.5 路線図(案)・・・・・・・・・・資料1(資料P1)
- ・No.1～No.5 時刻表(案)・・・・・・・・・・資料2-1～資料2-5(資料P2～P6)

自家用有償旅客運送における市営バス学生定期乗車券の適用方法の変更について

1 要旨

令和元年度第6回上越市地域公共交通活性化協議会の書面協議(令和2年3月16日～令和2年3月23日)において承認した市営バス「学生定期乗車券」について、上越市立小・中学校に通学する児童・生徒で、自己都合により運賃を支払い市営バスに乗車する場合があることが分かったため、対象者に上越市立小・中学校に通学する生徒・児童を追加することについて協議するもの。

2 適用路線

区	路線	経路
安塚区	須川・伏野線	伏野～須川～安塚小学校前
	船倉線	上船～本郷～安塚小学校南
	坊金線	細野上～安塚小学校西～本郷
	行野線	行野公民館～本郷～安塚小学校南(西)
	朴の木線	田舎屋前～芹田～安塚小学校南
	袖山線	安塚小学校南～板尾～保健センター前
大島区	旭線	藤尾～ほくほく大島駅～大島診療所前
	菖蒲線	菖蒲高原線入口～ほくほく大島駅～総合事務所前
牧区	高谷線	農協前～高谷～農協前
	平山線	牧中学校～平山～コミュニティプラザ
	坪山線	牧中学校～南坪山～コミュニティプラザ
頸城区	大池線	海洋センター前～大池いこいの森駅～海洋センター前
名立区	東飛山線	うみてらす名立前～宝田小学校前～東飛山

※ 適用路線に変更なし

3 学生定期乗車券の内容

学生が通学に利用できる「学生定期乗車券」(期間は1か月、3か月、6か月の片道または往復の定期券)を導入する。

※ 詳細は次ページの「旅客から収受する対価の額」参照

4 実施予定日

令和2年4月24日(金)

旅客から収受する対価の額

※下線部は変更点

種 類		輸送の区域	対価の額	適用方法
普通旅客運賃	均一制		大人 200 円 (12 歳以上の者。但し 12 歳でも小学生は小児扱い) 小児 100 円 (6 歳以上 12 歳未満の者。但し、6 歳でも小学校に入学するまで無賃) 未就学児は無賃	1. 片道 1 回乗車に適用 2. 輸送区域内の小学校児童及び中学校生徒は、登下校時に限りスクールバス通学証の提示により無賃とする 3. 実施日 平成 28 年 4 月 1 日から
定期旅客運賃	市営バス学生定期乗車券	安塚区 大島区 牧区 頸城区 名立区	大人 (12 歳以上の者。但し 12 歳でも小学生は小児扱い) 1 か月定期券 普通旅客運賃の額に 60 を乗じて得た額からその 3 割 6 分を割り引いた額 (10 円未満の数字は四捨五入) 往復定期 7,680 円 片道定期 3,840 円 3 か月定期券 1 か月定期券による定期旅客運賃の額に 3 を乗じて得た額からその 5 分を割り引いた額 (10 円未満の数字は四捨五入) 往復定期 21,890 円 片道定期 10,950 円 6 か月定期券 1 か月定期券による定期旅客運賃の額に 6 を乗じて得た額からその 1 割を割り引いた額 (10 円未満の数字は四捨五入) 往復定期 41,470 円 片道定期 20,740 円 小児 (6 歳以上 12 歳未満の者。但し、6 歳でも小学校に入学するまで無賃) 大人運賃の額からその 5 割を割り引いた額 (10 円未満の数字は四捨五入) 1 か月券 往復定期 3,840 円 片道定期 1,920 円 3 か月券 往復定期 10,950 円 片道定期 5,480 円 6 か月券 往復定期 20,740 円 片道定期 10,370 円 (片道定期券は、往復定期券の額からその 5 割を割り引いた額であり、割り引いて得た額に 10 円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する)	1. 対象者 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第 124 条に規定する専修学校並びに同法第 134 条に規定する各種学校並びに国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 23 条に規定する小学校及び中学校並びに <u>上越市立学校条例 (昭和 46 年上越市条例第 29 号) 第 1 条に規定する上越市立小学校及び上越市立中学校</u> の通学者とする 2. 実施日 <u>令和 2 年 4 月 24 日から</u> 3. 適用路線 上越市自家用有償旅客運送の全路線 4. 有効期間 【1 か月定期券】1 か月定期券の利用を開始する日から 1 か月 【3 か月定期券】3 か月定期券の利用を開始する日から 3 か月 【6 か月定期券】6 か月定期券の利用を開始する日から 6 か月 5. 学生定期券は、乗車回数を限定しない
	市営バス東飛山線サポーター乗車券	名立区	1 世帯 2,000 円	1. 対象者 市営バス東飛山線サポーター乗車券を購入した世帯員全員 (市営バス東飛山線サポーター乗車券に記載されている世帯員) 2. 実施日 令和 2 年 4 月 1 日から 3. 適用路線 東飛山線 4. 有効期間 市営バス東飛山線サポーター乗車券を購入した日から当該年度末までの土休日 5. 市営バス東飛山線サポーター乗車券は、乗車回数を限定しない

種 類	輸送の区域	対価の額	適用方法
旅客運賃の割引	身体障害者割引 知的障害者割引 精神障害者割引 児童福祉法適用者割引 安塚区 大島区 牧区 頸城区 名立区	普通旅客運賃及び定期旅客運賃の5割引 普通旅客運賃 大人 100円 小児 50円 未就学児は無賃 定期旅客運賃（市営バス学生定期乗車券） 大人 1か月定期券 往復定期 3,840円 片道定期 1,920円 3か月定期券 往復定期 10,950円 片道定期 5,480円 6か月定期券 往復定期 20,740円 片道定期 10,370円 小児 1か月定期券 往復定期 1,920円 片道定期 960円 3か月定期券 往復定期 5,480円 片道定期 2,740円 6か月定期券 往復定期 10,370円 片道定期 5,190円 （大人は、12歳以上の者。但し12歳でも小学生は小児扱い） （小児は、6歳以上12歳未満の者。但し、6歳でも小学校に入学するまで無賃） （割り引いて得た額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する）	1. 対象者 次の各号のいずれかに該当する者が手帳等を提示又は提出する場合 (1) 身体障害者福祉法第15条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 都道府県知事が発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4) 児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する施設の長が発行する運賃割引証を提出する者 (5) 上記(1)～(4)の対象者の介護人又は付添人 2. 実施日 令和2年4月1日から
市長が必要と認めるもの		普通旅客運賃に割引率を乗じた額 （割引率は市長が別途定める）	1. 需要を喚起するなど市長が必要と認める場合 2. 実施日 平成28年4月1日から
乗継割引	頸城区	実施運賃から 大人 100円引（中学生以上の者） 小児 50円引（小学生以下の者）	1. 対象者 バス乗継割引券の発行日当日に当該割引券を提出された者 2. 実施日 平成23年4月1日から 3. 適用路線 大池線 4. 適用範囲 南川線と大池線の乗継

令和元年度上越市福祉タクシー導入促進事業実績について

1 要旨

令和元年度第1回上越市地域公共交通活性化協議会（令和元年5月27日）において承認した令和元年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画に基づき、この度、車両の導入が完了したことから、その実績を報告するもの。

2 補助事業の名称

観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）

3 令和元年度計画の概要及び実績

(1) 計画期間 令和元年度

※ 上越市福祉タクシー導入促進方針の促進期間：平成27年度～令和2年度

(2) 計画作成主体

上越市地域公共交通活性化協議会

法的根拠：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号及び第77条

(3) 目標

平成27年3月31日時点で上越市内に整備されている福祉タクシーの数を34台から令和2年度までの6か年で9台増の43台を目標とする。

令和元年度においては、対象事業者に事前調査を行い導入意向のあった事業者（1事業者）の予定台数（1台）を目標としたもの。

(4) 計画概要及び実績

	計 画	実 績
車両	ユニバーサルデザイン車両	ユニバーサルデザイン車両
台数	1台	1台
事業者	アイエムタクシー(株)	アイエムタクシー(株)
事業費	2,900千円	3,300千円
国庫補助	600千円	600千円
事業者負担金	2,300千円	2,700千円
事業完了時期	R2.3.31	補助交付決定日：R1.12.9 車両導入完了日：R2.3.16

【資 料】

- ・生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）・・・資料3-1(資料P7)
- ・上越市福祉タクシー導入促進方針・・・・・・・・・・・・・・・・資料3-2(資料P11)
- ・導入車両写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3-3(資料P12)